

みやま市

子どもの貧困対策推進計画



平成 30 年 3 月
みやま市



目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	3
第2章	みやま市の概況	4
第1節	人口・世帯等の状況	4
第2節	子どもの状況	7
第3節	経済状況	12
第4節	アンケート結果	16
第5節	関係団体調査結果	24
第6節	各種調査から見える課題	26
第3章	計画の基本方針	30
第1節	計画の基本理念	30
第2節	施策体系	30
第4章	具体的な取り組み	33
施策1	支援体制の構築と強化	33
施策2	教育の支援	35
施策3	生活の支援	37
施策4	保護者に対する就労の支援	39
施策5	経済的支援	41
第5章	子どもの貧困に関する指標	44
第6章	計画の推進に向けて	45
第1節	計画内容の周知	45
第2節	地域の連携による計画の推進	45
第3節	計画の評価・確認	45
資料編		46



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

平成20年に起きた“リーマンショック¹”以降、我が国においても、貧困問題が表面化してきました。国民生活基礎調査（平成25年厚生労働省）では、日本の子どものおよそ6人に1人が相対的貧困状態に置かれているということが示され（平成27年調査では約7人に1人）、この結果を受けて、全国的に子どもの貧困対策への関心が高まり、国を挙げての対策が進められることとなりました。

こうした中、国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。そして、この法律の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針及び子どもの貧困に関する指標並びに当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。また、県においても、平成28年に福岡県子どもの貧困対策推進計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めています。

本市においては、これまでもひとり親家庭への就労支援など子育て家庭への支援を行ってきたところですが、すべての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないみやま市の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「みやま市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

¹ リーマンショック：アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻に端を発する世界的な金融危機のこと



■ 「貧困」について

本計画においては、国・地域の生活水準とは無関係な、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的」貧困世帯に加え、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯の子どものための対策を推進することを目的としています。

一般的に貧困といった場合、発展途上国や終戦直後の日本などの最低限度の衣食住も満たせていない状態を思い起こし、現在においても生活保護制度等で対策が進められています。一方、相対的貧困については、一定の収入はあるため、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、子どもの学習塾代や部活動・クラブにかかる費用、大学進学資金等が準備できず、貧困世帯の子どもは夢や希望をあきらめざるを得ない状況となっています。

■絶対的貧困と相対的貧困のイメージ

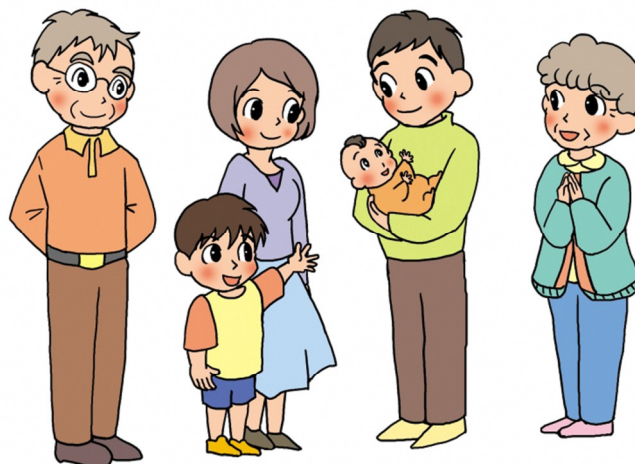
絶対的貧困

- 風雨を防げる場所がない
- 寒さをしのぐ服がない
- 十分な食べ物がない

現代の日本における相対的貧困

- 勉強できるスペースが家がない
- 卒業式に普段着でしか行けない
- 朝ごはんが食べられない

また、「子どもの貧困の社会的損失推計」（平成27年 日本財団）では、子どもの貧困を放置することで、生涯賃金や税負担額の減少等により、日本全体で数兆円規模の社会的損失が生じるとしているほか、改善をはかることで、健康増進による医療費等の削減などが期待されるとしており、子どもの貧困問題は社会福祉的な面だけでなく、経済的・財政的な面からも改善に向けた取り組みが求められます。





第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案したものであり、同時に、「みやま市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定された「みやま市地域福祉計画」、「みやま市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画と整合を図って策定するものです。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



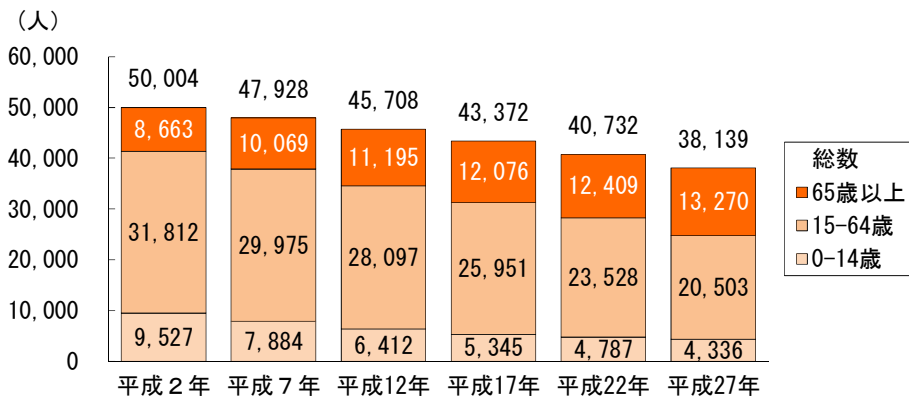
第2章 みやま市の概況

第1節 人口・世帯等の状況

1 人口構成の状況

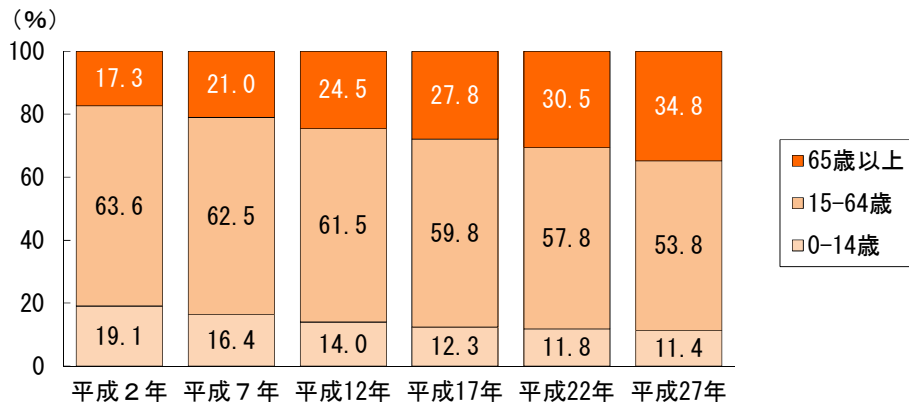
本市の総人口は減少が続いており、平成27年には38,139人となっています。年齢3区分別に見ると、65歳以上人口は増加し続けている一方、0～14歳人口は減少の一途をたどっており、平成7年からの20年間で3,548人減少し、4,336人となっています。

<総人口の推移>



資料: 国勢調査
※総数は年齢不詳を含む

<人口構成比の推移>



資料: 国勢調査

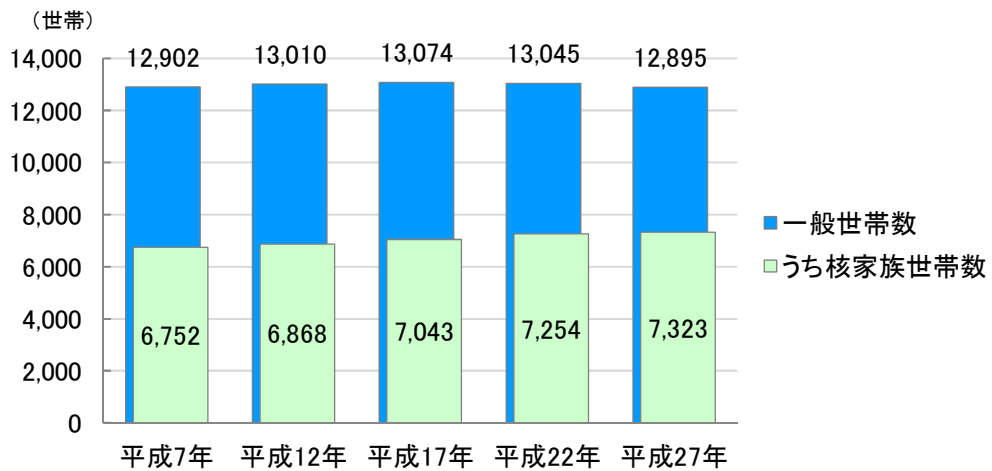


2 世帯構成の状況

一般世帯数の推移をみると、平成17年をピークに減少が続いています。一方、核家族世帯数については、増加傾向が続いている状況です。

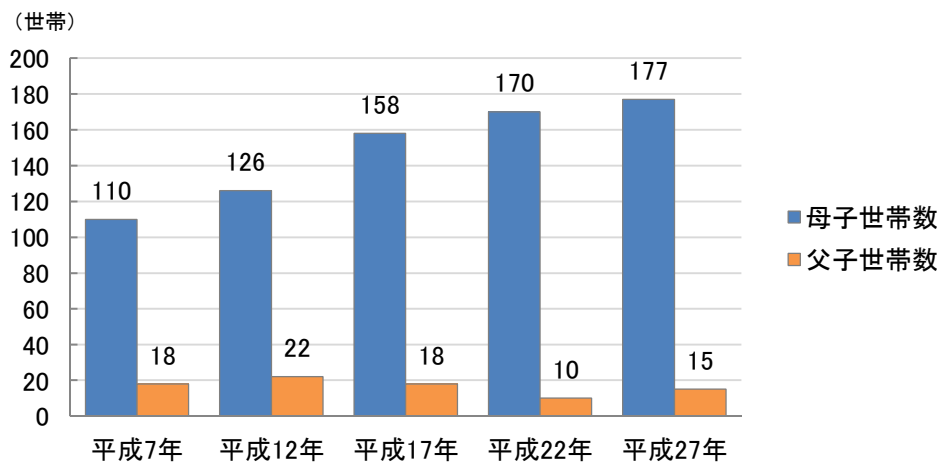
ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数の増加は続いています。平成22年から平成27年にかけての増加数は7世帯と増加幅は小さくなっています。

＜世帯構成の推移＞



資料:国勢調査

＜ひとり親世帯の推移＞



資料:国勢調査

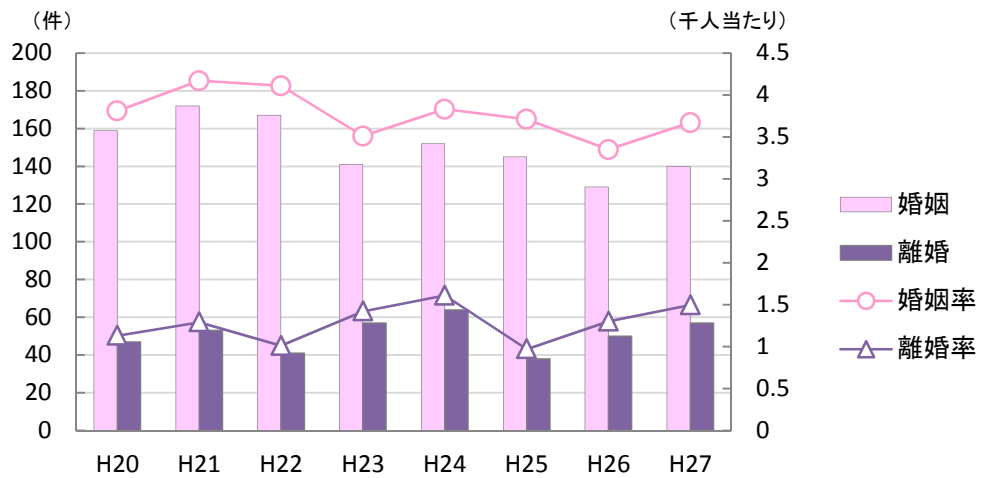


3 婚姻及び出産の状況

婚姻件数の推移では、増減を繰り返しつつ緩やかな減少傾向にあります。また、離婚件数の推移では、増減はありますがおおむね横ばいとなっています。

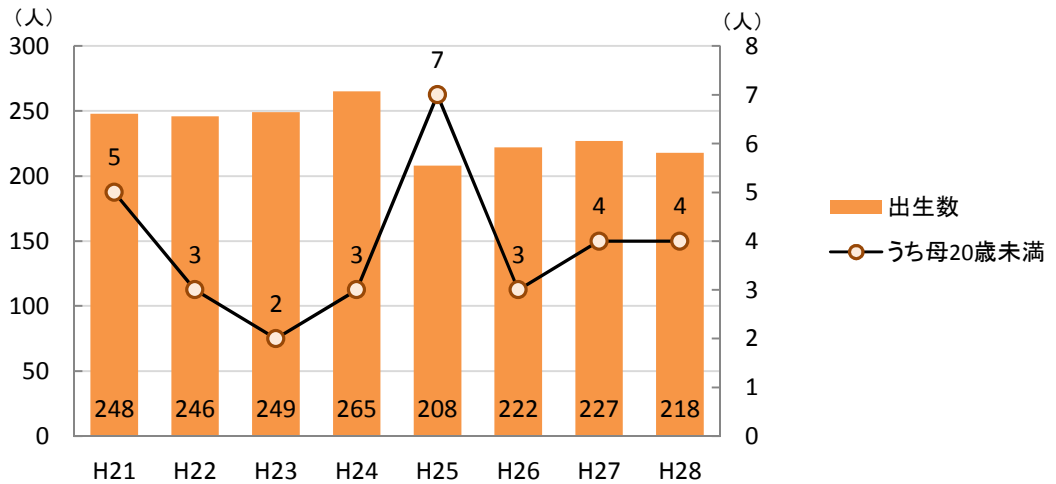
出生数の推移をみると、平成24年まで250人ほどで横ばい傾向でしたが、平成25年に大きく減少し以降は220人ほどで推移しています。若年出産では、3人前後の年が多くなっています。

＜婚姻件数及び離婚件数の推移＞



資料:福岡県HP 人口動態統計

＜出生の状況の推移＞



資料:(出生数)人口動態調査、(20歳未満での出産) 福岡県HP 人口動態統計

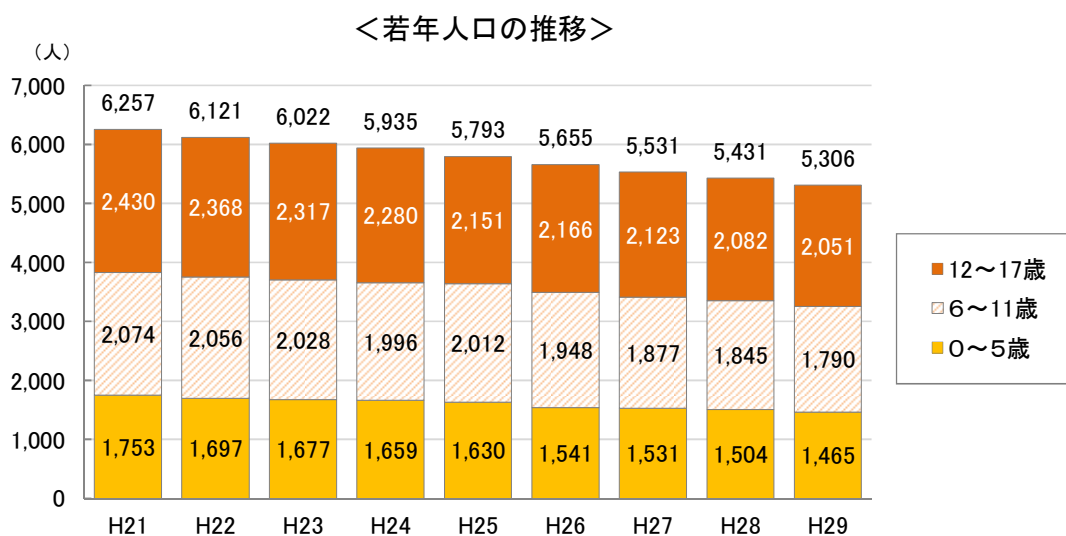


第2節 子どもの状況

1 人口の状況

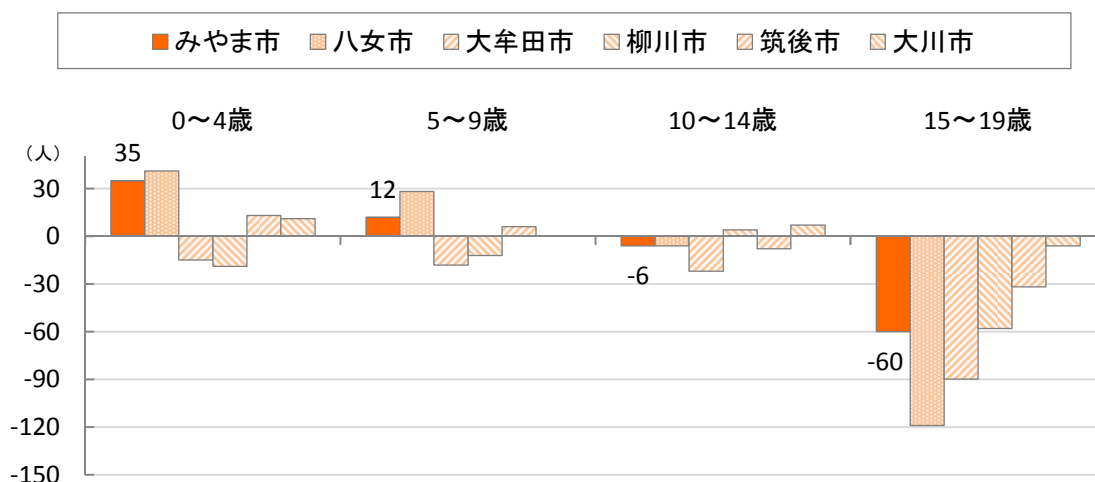
若年人口の推移をみると、平成25年6～11歳と平成26年12～17歳の区分を除いて一貫して減少が続いています。

若年人口の移動の状況をみると、0～4歳人口で転入超過が大きくなっています。その要因の一つとして、新たな住宅地の整備によるものが挙げられます。



資料：住民基本台帳

＜若年人口の移動の状況（平成22年⇒平成27年）＞



資料：人口移動報告



2 児童福祉施設及び学校の状況

幼稚園、保育所、認定こども園等の在園児数の推移をみると、おおむね増加傾向となっています。

小中学校の児童生徒数の推移をみると、小学校では減少傾向となっており、中学校では増加が続いていましたが直近の調査では減少しています。

<児童福祉施設及び幼稚園の利用者数の推移>

(単位：人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
保育所、認定こども園等	1,115	1,106	1,108	1,156	1,180

資料：子ども子育て課(各年5月1日現在)

<児童生徒数の推移>

(単位：人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
小学校	1,993	1,934	1,861	1,829	1,773
中学校	945	963	986	1,006	966

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

<保育料と利用者数の状況>

1号認定

市町村民税の課税状況等	利用者数(人)		分布割合(%)	
	全体	内要保護	全体	内要保護
生活保護世帯	0	0	0.0	-
非課税世帯(所得割非課税含む)	18	2	8.6	11.1
所得割額 77,100 円以下	39	1	18.7	2.6
所得割額 77,101 円以上 211,200 円以下	108	0	51.7	0.0
所得割額 211,201 円以上	44	0	21.0	0.0
合計	209	3	100.0	1.4

※表中「内要保護」とは、ひとり親世帯等及び在宅障がい児(者)がいる世帯の子どもをいう。

資料：子ども子育て課(平成29年11月1日現在)



2号認定、3号認定

市町村民税の課税状況等	利用者数(人)		分布割合(%)	
	全体	内要保護	全体	内要保護
生活保護世帯	0	0	0.0	-
非課税世帯(均等割のみ非課税)	136	56	13.3	41.2
所得割額 48,600 円未満	193	37	18.8	19.2
所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	237	0	23.2	0.0
所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	258	0	25.2	0.0
所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	163	0	15.9	0.0
所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	18	0	1.8	0.0
所得割額 397,000 円以上	18	0	1.8	0.0
合計	1,023	93	100.0	9.1

資料:子ども子育て課(平成29年11月1日現在)

保育の必要性の認定について

1号認定子ども:(幼稚園・認定こども園利用)満3歳以上の小学校就学前子ども(2号、3号認定(保育の必要なし)子ども以外)

2号認定子ども:(保育所・認定こども園利用)満3歳以上の小学校就学前子どもであって、家庭に(保育の必要あり)において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定子ども:(保育所・認定こども園・地域型保育事業利用)満3歳未満の小学校就学前子ども(保育の必要あり)であって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

スクールソーシャルワーカー²については市内に1人、スクールカウンセラー³は各中学校に1人の計4人を配置しています。

＜スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置人数＞

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スクールソーシャルワーカー の配置人数	1人	1人	1人	1人	1人
スクールカウンセラーの配置 人数	4人	4人	4人	4人	4人

資料:学校教育課

² スクールソーシャルワーカー:児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと

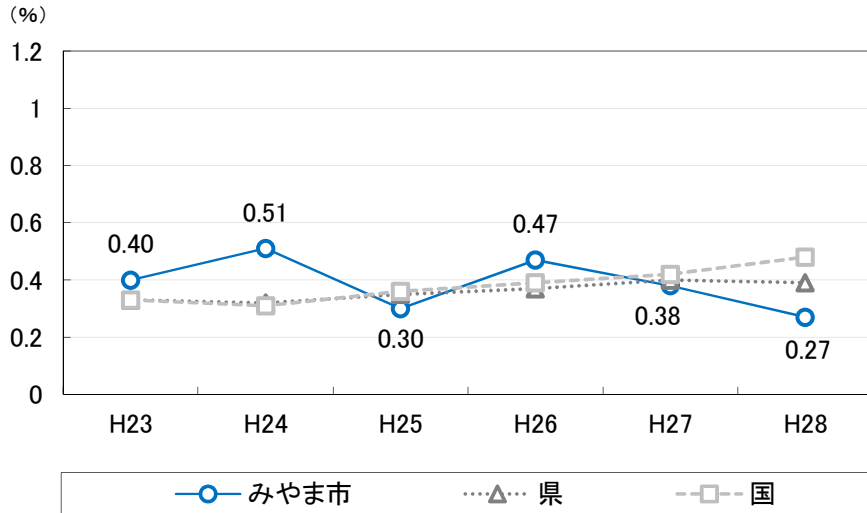
³ スクールカウンセラー:児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たって、心理相談を行う専門職のこと



第2章 みやま市の概況

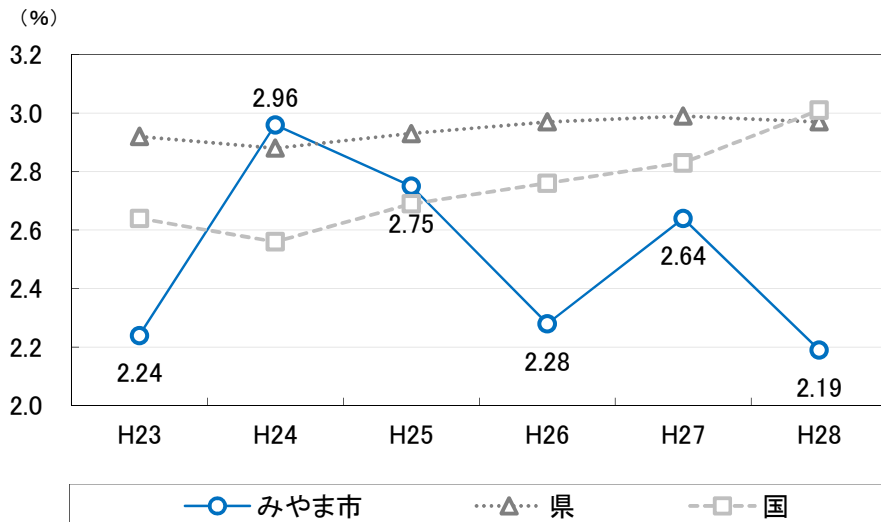
不登校の出現率をみると、小学校、中学校ともに、全国、県が微増傾向にある一方、本市においてはおおむね減少傾向にあります。

＜不登校の出現率（小学校）＞



資料:学校教育課

＜不登校の出現率（中学校）＞



資料:学校教育課



中学校卒業者の状況をみると、99.4%の人が高等学校に進学しています。

＜中学校卒業者の状況（平成29年3月卒業者）＞

（単位：人）

高等学校等進学者						専修学校（高等課程）進学者	専門学校（一般課程）等入学者	施設等入学者	公共職業能力開発	就職者（左記のものを除く）	左記以外の者	計（卒業者）
高等学校（本科）			特別支援学校 高等部									
全日制	定時制	通信制	高等専門学校	本科	別科							
332	4	4	9	1	0	0	0	0	0	0	2	352

資料：学校教育課

家庭児童相談室への相談件数をみると、相談延べ件数は1,000件を超える数となっており、おおむね減少傾向となっています。

＜家庭児童相談室 相談件数（年度別）＞

（単位：件）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
1 養護相談	98	-	129	657	63	449	38	380	52	426
幼児虐待相談	21	-	25	95	20	125	8	96	15	141
その他の相談	77	-	104	562	43	324	30	284	37	285
2 保健相談	4	-	1	9	1	1	0	0	1	1
3 障害相談	1	-	1	1	3	76	1	1	18	31
肢体不自由相談	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障害相談	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害相談	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害者相談	0	-	0	0	0	0	1	1	0	0
知的障害相談	1	-	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症等相談	0	-	1	1	3	76	0	0	18	31
4 非行相談	0	-	0	0	1	2	2	3	1	1
ぐ犯行為等相談	0	-	0	0	1	2	1	2	1	1
触法行為相談	0	-	0	0	0	0	1	1	0	0
5 育成相談	32	-	35	125	24	67	11	41	22	46
性格行為相談	10	-	12	44	14	35	5	15	8	16
不登校相談	22	-	19	71	9	28	6	26	14	30
適正相談	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	0	-	4	10	1	4	0	0	0	0
6 その他相談	61	-	138	425	194	522	187	640	147	502
合計	196	-	304	1,217	286	1,117	239	1,065	241	1,007

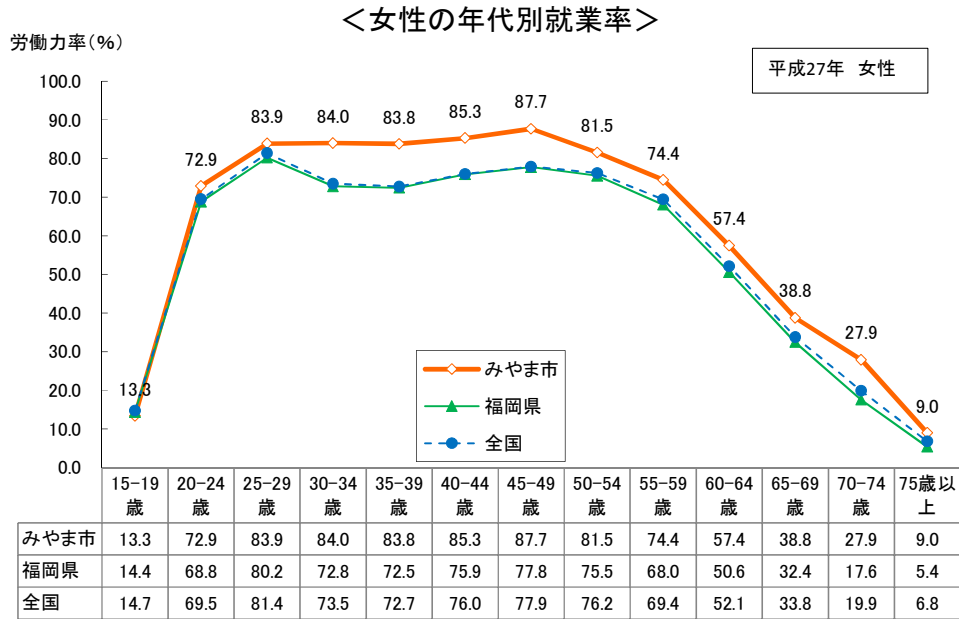
※対象は18歳未満 資料：子ども子育て課



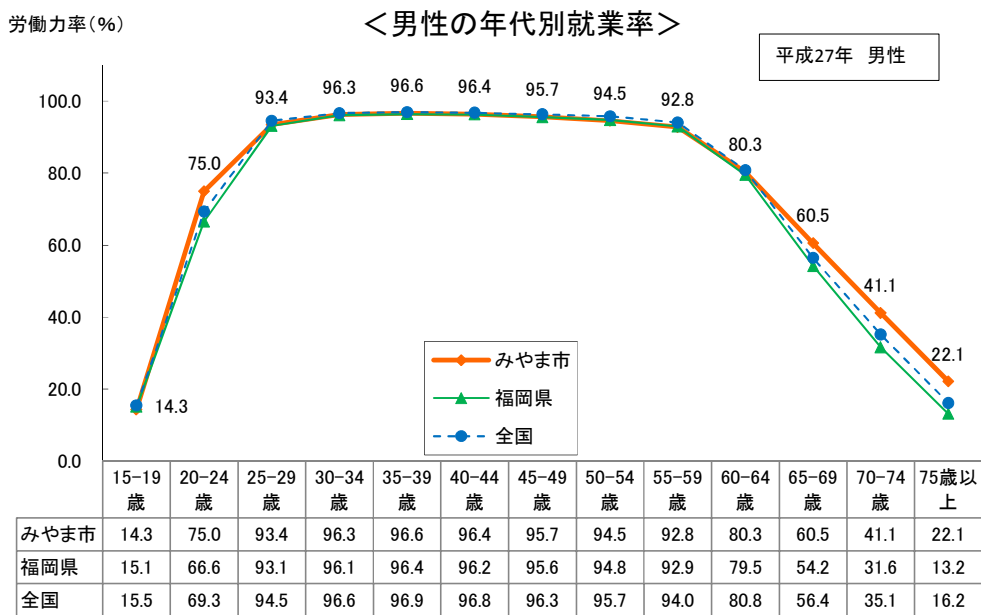
第3節 経済状況

1 就労の状況

性別の年代別就業率をみると、女性の就業率は国、県より高く、いわゆる“M字カーブ⁴”は小さくなっています。



資料:国勢調査



資料:国勢調査

⁴ M字カーブ：女性の年代別就業率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することにより描く曲線のこと



2 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護世帯の状況をみると、本市は全国、県と比較して生活保護率が低くなっており、南筑後の中でも平均的な割合となっています。

また、生活保護世帯の推移をみると、世帯数、保護率ともに減少が続いています。

<生活保護世帯の状況>

(単位：世帯、人)

	保護の種類						
	総数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
世帯数	278	207	148	7	56	244	6
人員	359	279	196	15	58	300	7

生活保護率									
全国	1.68%	福岡県	2.51%	北筑後	0.89%	南筑後	1.01%	みやま市	0.95%

資料：生活保護速報、福祉行政報告例(平成29年7月分)

<生活保護世帯数の推移>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数(世帯)	330	313	292	285	280
人員(人)	469	427	401	385	365
保護率(%)みやま市	1.16	1.07	1.02	1.00	0.96
保護率(%)福岡県	2.62	2.61	2.60	2.57	2.54

資料：生活保護速報(各年度末現在)



児童扶養手当受給対象世帯の状況をみると、離婚が事由となる母子世帯が多く、また、受給世帯数の推移をみると、おおむね増加傾向にあります。

<児童扶養手当受給対象世帯の状況>

(単位：世帯)

	計	離婚	死別	未婚	障がい	その他
母子世帯	295	260	1	34	0	0
父子世帯	17	17	0	0	0	0
養育者世帯	2	1	0	0	0	1
受給世帯総数	314					

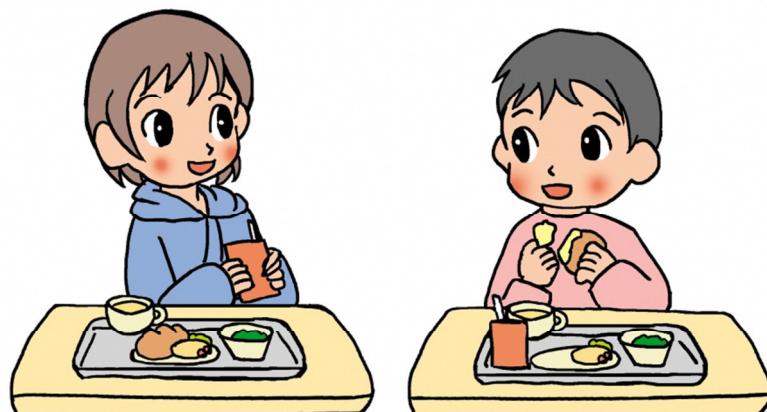
資料：子ども子育て課(平成29年3月末)

<児童扶養手当受給世帯数の推移>

(単位：世帯)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給世帯数	306	303	308	318	314

資料：子ども子育て課(各年3月末現在)





要保護・準要保護児童生徒⁵数の推移をみると、小学校、中学校ともに要保護・準要保護児童生徒数はおおむね増加から横ばいとなっています。

＜要保護・準要保護児童生徒数の推移＞

【小学校】

(単位：人)

年度	児童数	要保護	準要保護	計	割合
平成 24 年度	1,983	1	128	129	6.5%
平成 25 年度	1,995	4	134	138	6.9%
平成 26 年度	1,939	4	131	135	7.0%
平成 27 年度	1,865	2	135	137	7.3%
平成 28 年度	1,830	1	139	140	7.7%

【中学校】

(単位：人)

年度	生徒数	要保護	準要保護	計	割合
平成 24 年度	1,020	3	73	76	7.5%
平成 25 年度	946	2	75	77	8.1%
平成 26 年度	963	1	87	88	9.1%
平成 27 年度	988	3	76	79	8.0%
平成 28 年度	1,006	2	82	84	8.3%

【小・中合計】

(単位：人)

年度	児童生徒数	要保護	準要保護	計	割合
平成 24 年度	3,003	4	201	205	6.8%
平成 25 年度	2,941	6	209	215	7.3%
平成 26 年度	2,902	5	218	223	7.7%
平成 27 年度	2,853	5	211	216	7.6%
平成 28 年度	2,836	3	221	224	7.9%

資料：学校教育課(各年度末現在)

⁵ 要保護・準要保護児童生徒：要保護児童生徒とは、保護者が生活保護を受けている、または保護を受けていないが保護を必要とする状態にある児童生徒のこと。準要保護児童生徒とは、保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童生徒のこと



第4節 アンケート結果

1 アンケートの概要

- 調査地域 : みやま市全域
- 調査対象者 : 市内の小学4年生～中学3年生とその保護者
- 調査期間 : 平成29年9月～10月

対象	配布数	有効回収票数	有効回収率
小・中学生	1,889	708	37.5%
保護者	1,889	708	37.5%

調査分析における生活困窮世帯の定義

調査においては、「世帯年収についての質問の回答」を表1の「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」に当てはめ、該当する層を生活困窮世帯としています。

ただし、世帯年収についての回答がない票については、「はく奪指標」である「食料が買えない、または公共料金が支払えないことがあったか」（問31①④）のどちらかで「よくあった」「ときどきあった」と回答した票についても、生活困窮世帯としています。

今回の定義は本市の生活困窮世帯の実態を把握するための便宜上のものであり、本市の貧困層の割合を示したものではありません。

問29 上記で答えていただいた、世帯全体の1年間の収入（税金等を差し引いた手取り金額）を合計した総額を教えてください。（1つに○）

1 50万円未満	9 400～450万円未満
2 50～100万円未満	10 450～500万円未満
3 100～150万円未満	11 500～600万円未満
4 150～200万円未満	12 600～700万円未満
5 200～250万円未満	13 700～800万円未満
6 250～300万円未満	14 800～1,000万円未満
7 300～350万円未満	15 1,000万円以上
8 350～400万円未満	16 わからない



表1 世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分

	貧困線	対応する世帯年収	相対的貧困層となる区分	該当件数
2人世帯	177万円	196万円	200万円未満	12件
3人世帯	217万円	249万円	250万円未満	18件
4人世帯	250万円	288万円	250万円未満	27件
5人世帯	280万円	321万円	300万円未満	29件
6人世帯	306万円	352万円	350万円未満	23件
7人世帯	331万円	390万円	350万円未満	12件
8人以上世帯	354万円	417万円	400万円未満	11件

内閣府 平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」概要 より

問31 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがありましたか。(それぞれ、1つに○)

	よくあった	ときどきあった	なかった
①家族が必要とする食料 (嗜好品は含みません)	1	2	3
④電気やガスなど公共料金	1	2	3

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

※複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%以上になります。

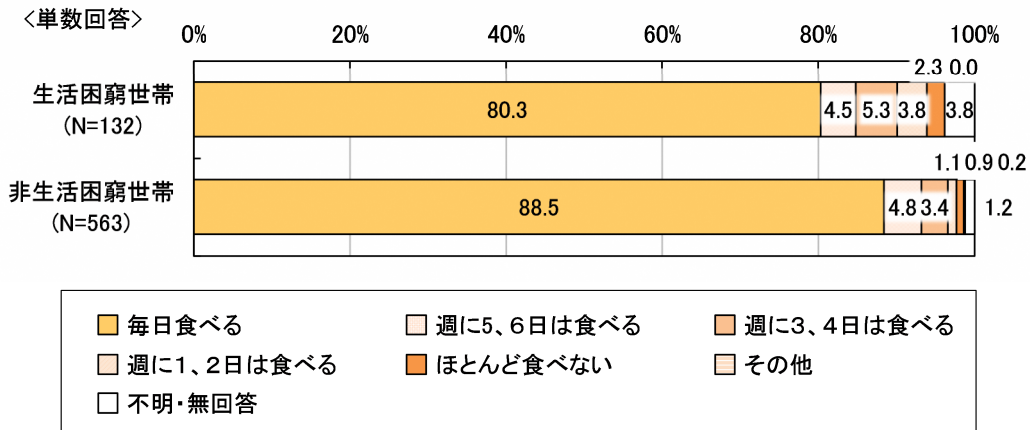




2 アンケート結果

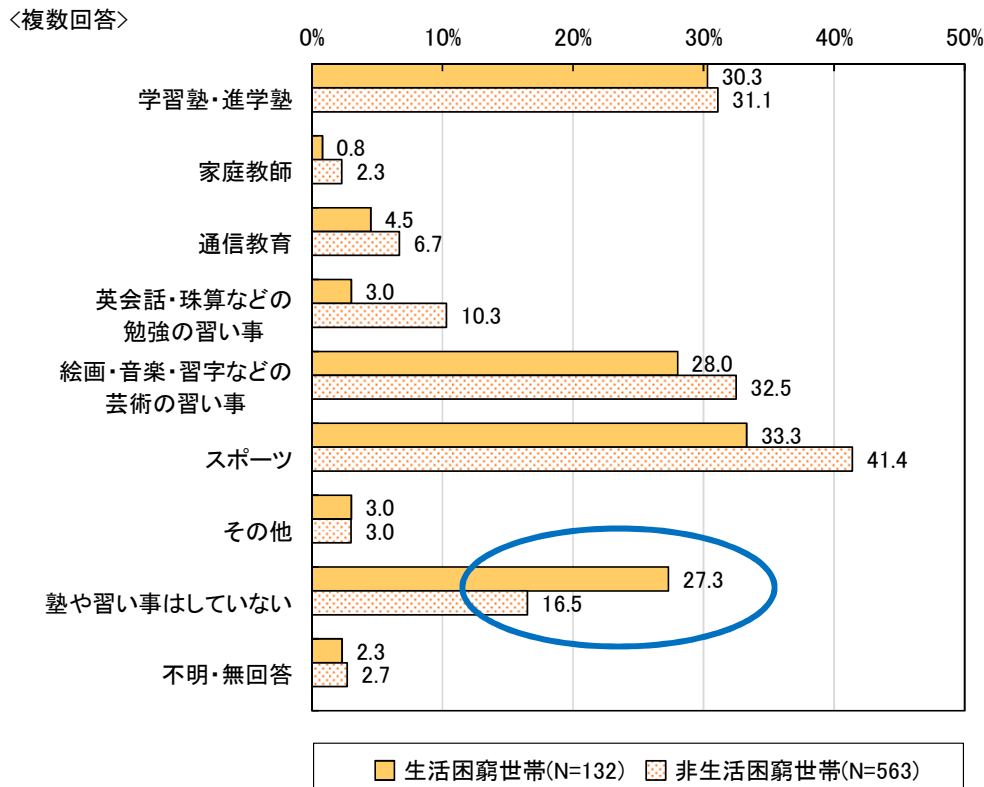
○お子さんは、1週間に朝ごはんをどれくらい食べていますか。

生活困窮世帯では「毎日食べる」が80.3%と非生活困窮世帯の88.5%よりやや低くなっています。



○お子さんは、現在、費用がかかる塾に行ったり、習い事をしたりしていますか。

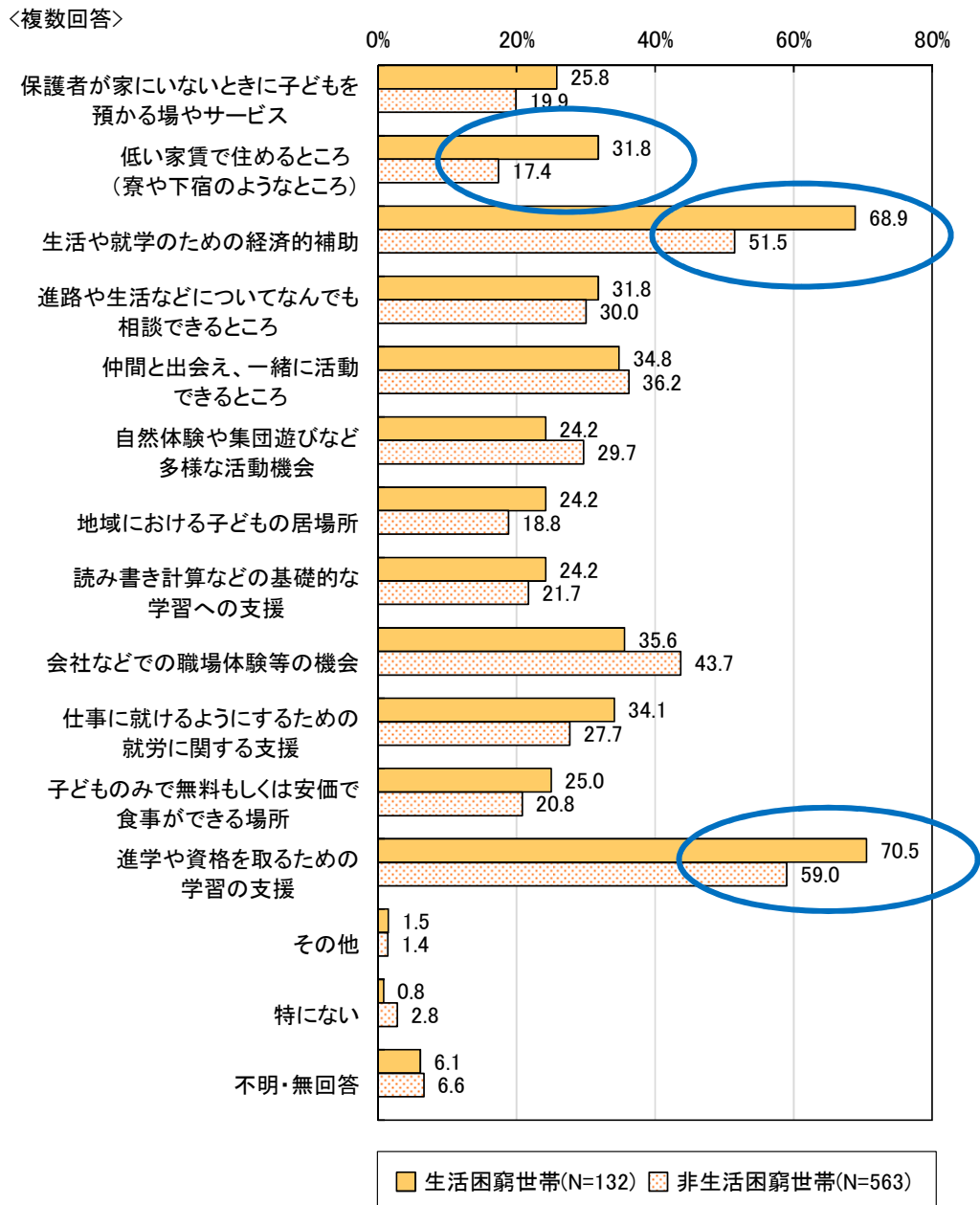
生活困窮世帯ではすべての項目で非生活困窮世帯より低くなっています。また、「塾や習い事はしていない」では、生活困窮世帯が非生活困窮世帯を10ポイント以上上回っています。





○お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。

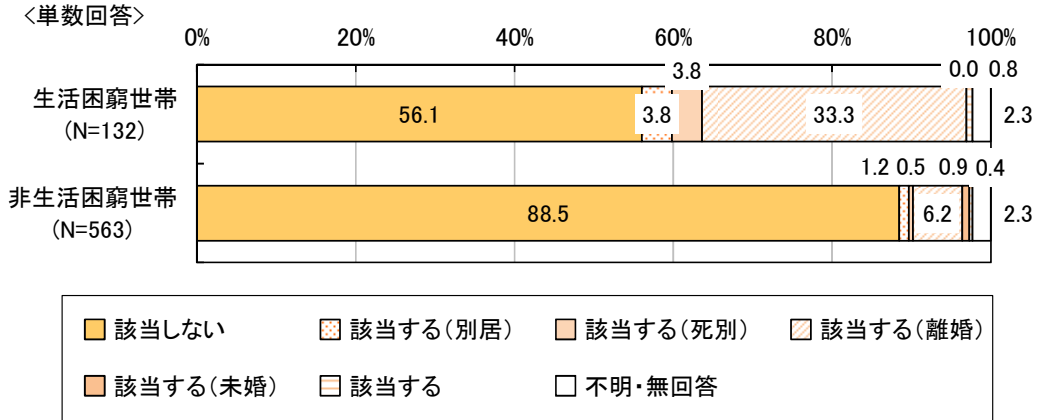
「進学や資格を取るための学習の支援」「生活や就学のための経済的補助」「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）」で非生活困窮世帯と特に差がみられます。





○あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

生活困窮世帯では『該当する』のいずれかに答えた人の割合が41.7%となっており、特に「該当する（離婚）」では33.3%と、非生活困窮世帯を27.1ポイント上回っています。



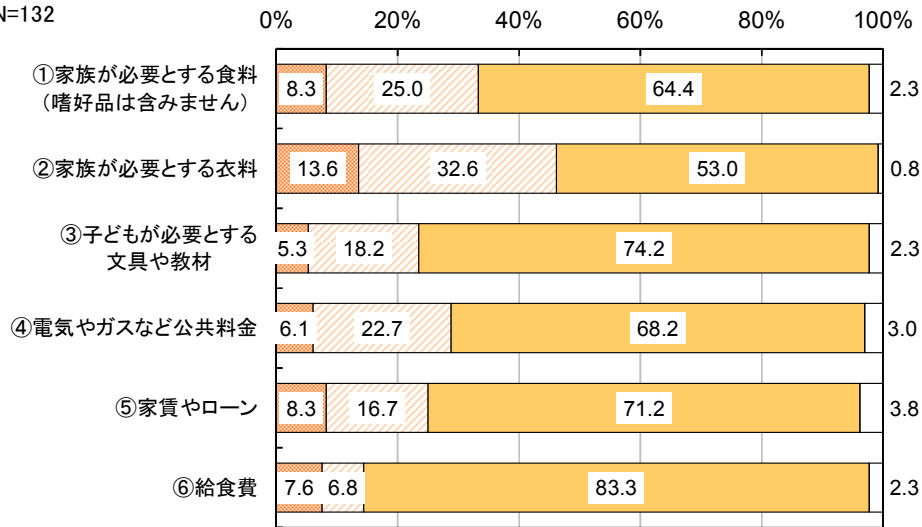


○あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないこと・控えたことがありましたか。

生活困窮世帯ではすべての項目で「なかった」の割合が非生活困窮世帯より低く、〔②家族が必要とする衣料〕では特に低くなっています。

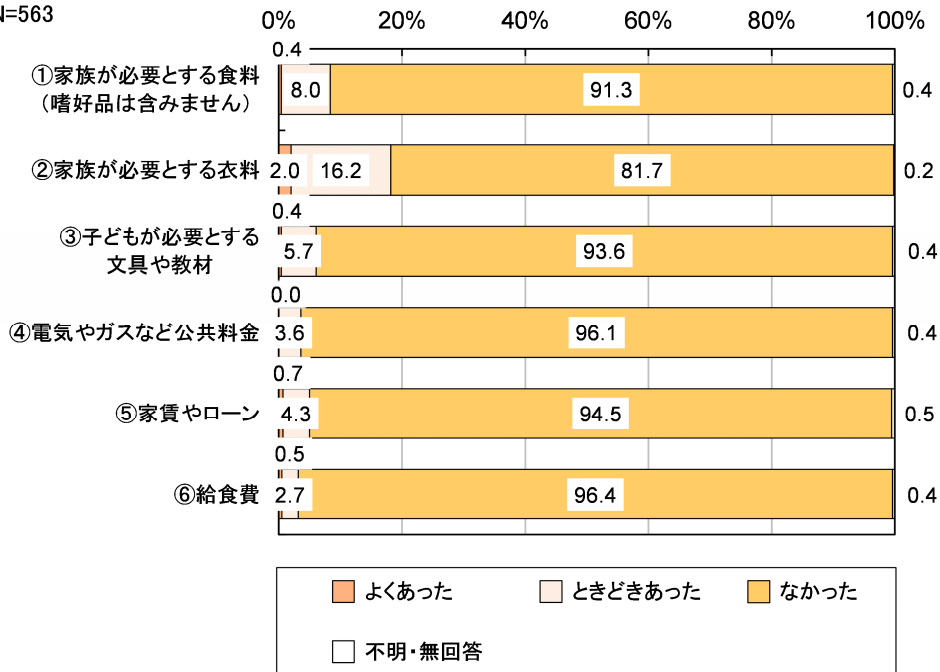
【生活困窮世帯】

〈単数回答〉
N=132



【非生活困窮世帯】

〈単数回答〉
N=563

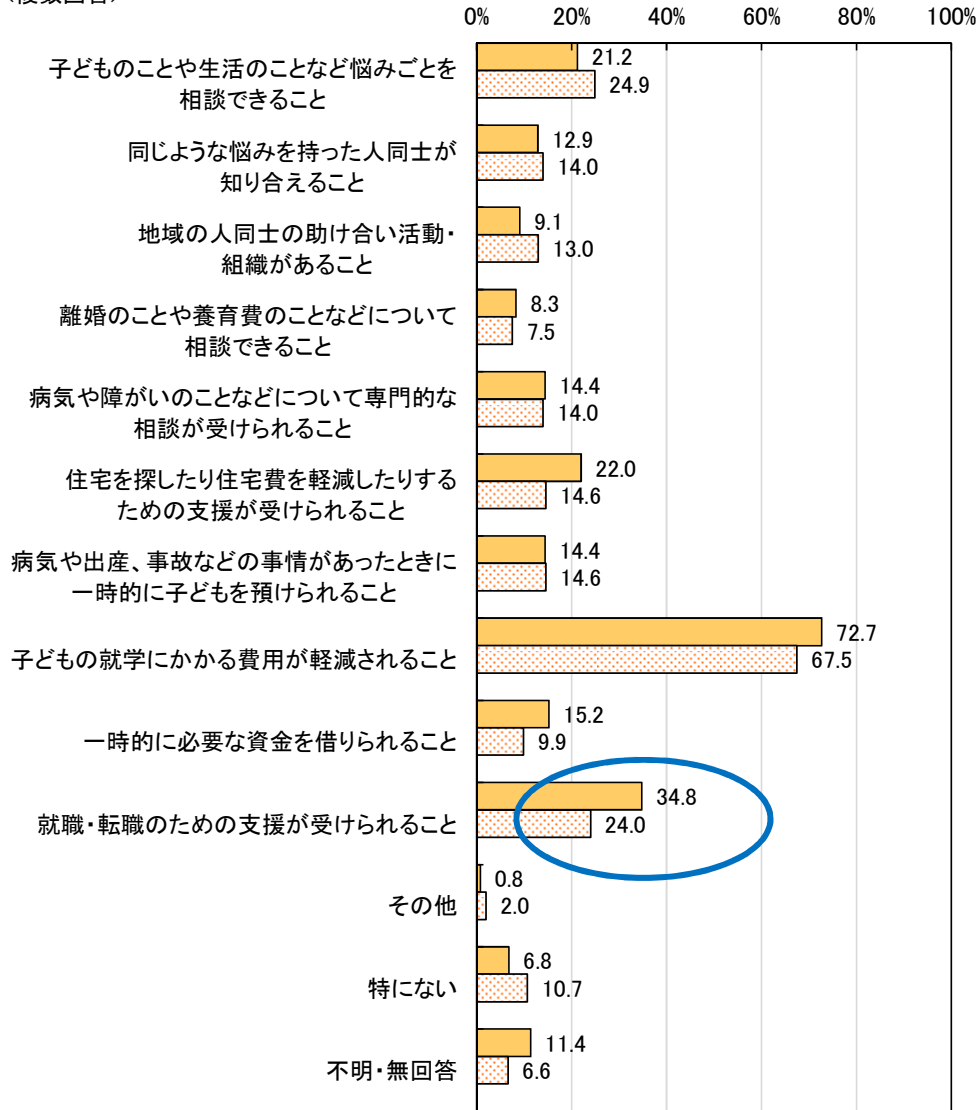




○あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどうのようなものですか。

生活困窮世帯、非生活困窮世帯ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、次いで、生活困窮世帯では「就職・転職のための支援が受けられること」、非生活困窮世帯では「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」となっています。

<複数回答>

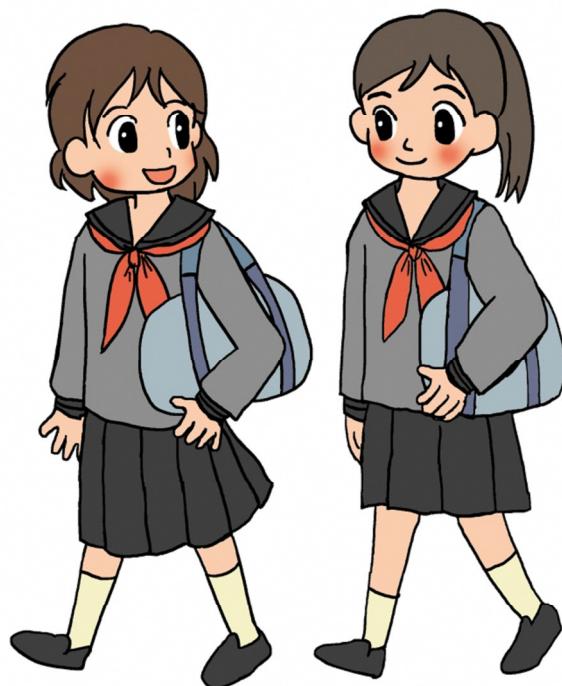
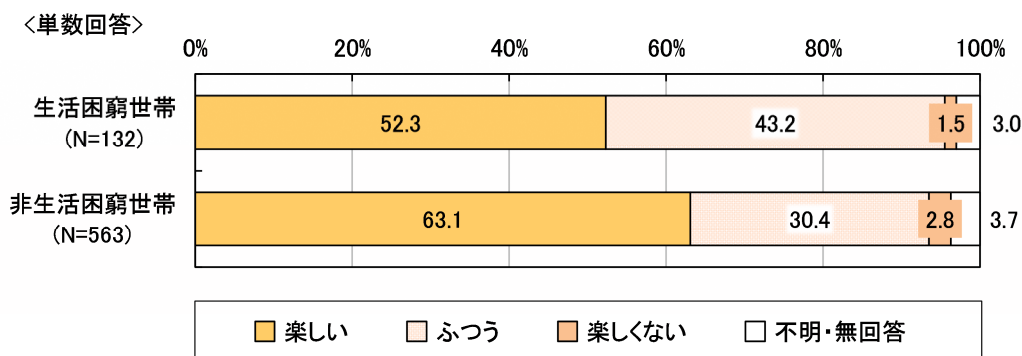


■ 生活困窮世帯(N=132) ■ 非生活困窮世帯(N=563)



○学校は楽しいですか。

生活困難世帯、非生活困難世帯ともに「楽しい」が最も高くなっていますが、生活困窮世帯では52.3%と非生活困窮世帯と比較して10.8ポイント低くなっています。





第5節 関係団体調査結果

1 調査の概要

- 調査対象者：市内の関係団体
(高校、小・中学校、保育所・認定こども園、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員)
- 調査期間：平成29年9月～10月
- 調査方法：調査票への記入

2 結果の概要

1 支援体制について

- ・周困との関係作りを拒否または苦手としている傾向が強い
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携、民生委員との連携、児童相談所との連携
- ・関連機関との密な連携及び情報交換(他県・他市町村含む)
- ・一番望まれるのは、若年の母子家庭への支援。社会的に未熟でどこでどのような支援が受けられるか情報を持たないケースが多くそのまま子どもの成長に影響している。それを防ぐため「こんにちは赤ちゃん」訪問から就学期間中、継続して支援する体制を作る

2 教育について

- ・低年齢から本を読む、宿題をみるなど基本的な生活習慣の確立ができていない
- ・学力を身につけさせること(全ての教科 たとえば家庭科では自分でご飯が作れるようにする)
- ・進学のを開くこと(子どもに判断するための情報を提供する)
- ・学校では学力をつけることが最大の役割だが、他の生徒たち同様では難しいので、無料で学ぶことができる場、人、ものをつくる

3 生活について

- ・養育能力に乏しい
- ・ネグレクト(育児放棄)傾向にあると思われる。仕事疲れ
- ・過保護、過干渉、または放任
- ・仕事で帰りが遅く、親子のふれあいが少ないのではないかとと思われる家庭がある
- ・両親の不和、暴力暴言により、子どもの情緒が不安定
- ・朝食をとっていない、睡眠不足、基本的な生活習慣ができていない
- ・特に違いはない場合が多い



- お菓子ごはん、コンビニ弁当が日常化している
- 自尊感情の低下
- 保護者に対して、子どもを育てる上での教育を行う場。受けてほしい家ほど受けない、受けられない状況があるので、学校行事とタイアップした社会教育の研修を行う

4 保護者の就労について

- 保護者が精神的に不安定であり、安定継続的就労が困難である
- 生活困窮の状態を改善していこうという保護者の意欲を喚起すること。具体的な道を示すこと

5 経済的困窮について

- ひとり親家庭が多い傾向である。ひとり親家庭で収入が安定していない世帯がある
- お金の管理と支出の優先順位が明確ではない
- 予期せぬことが起きれば経済的にも一気に破綻をされると思われる
- 生活の困窮をどのように定義するのが難しいと感じる。経済的理由で希望進路を変更したり、校納金の滞納が考えられるが、該当はない状態である
- 補助を目的外に使用している家庭もある
- 生活困窮世帯の保護者には自ら支援を申し出る事が出来ない人もいると思うので、各種公共料金の支払い履歴等で遅延や未納が見られる場合は、自宅に聞き取り調査をする





第6節 各種調査から見える課題

	支援体制の構築
各種調査から見える課題	<ul style="list-style-type: none">○人口減少が進み、支援の担い手が減少する中で、高齢化等で支援を要する人の増加が見込まれるため、支援の提供体制が十分に構築できなくなることが危惧される○生活困窮世帯では、地域とあまり付き合いがない人が多い○社会的に孤立し、支援を受けようとならない○ヘルプは出せるが、アクションが伴わない○継続的な家庭訪問が必要○家庭の中に深くかかわりを持つことが難しい○貧困が外見上ではなかなか判断がしにくい○様々な援助を適切に受けられるようサポートすることが必要○関係機関との密な連携及び情報交換が必要○支援する人員の育成、資質向上○どこでどのような支援が受けられるか、情報が必要



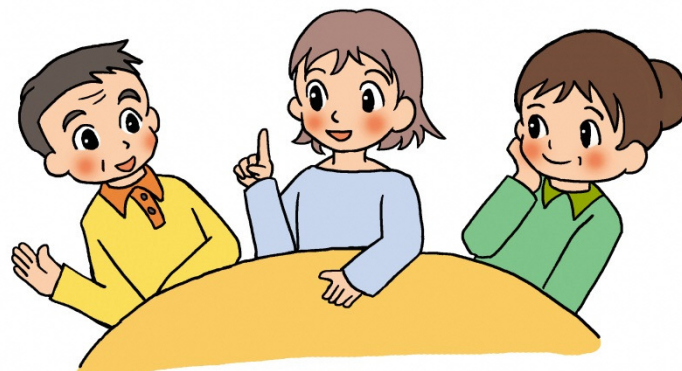
必要な支援例	<ul style="list-style-type: none">○幼少期から継続的に支援ルートを設け体制を作って見回り、必要に応じて介入する○情報発信力の強化ときめ細かな情報の提供○支援に関わる人への研修機会の提供
--------	---



教育の支援	
各種調査から見える課題	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールソーシャルワーカーは市内に 1 人、スクールカウンセラーは各中学校に 1 人ずつ配置されている ○塾や習い事はしていない世帯が比較的多い ○保護者が受けさせたい段階の教育について、大学の割合が低く、高校、専門学校の高くなってきている ○生活困窮世帯では進学や資格を取るための学習の支援を望む意見が多い ○授業があまりわかっていないと考えている子どもが比較的多い ○生活困窮世帯の子どもでは自己肯定感が低い傾向がある ○宿題をしてこない ○やる気の減退、不登校や遅刻 ○自尊感情の低下 ○進学の道を開くこと（子どもに判断するための情報を提供すること）が必要



必要な支援例	<ul style="list-style-type: none"> ○みやま市奨学金制度の創設 ○進学を支援するための経済的援助の充実 ○無料で受けられる学習支援の提供 ○自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会の提供 ○地元の高齢者による学習支援の提供
--------	--





生活の支援	
各種調査から見える課題	<ul style="list-style-type: none"> ○核家族世帯の増加 ○ひとり親世帯の増加 ○20歳未満での出産が少なくとも年に数例は毎年報告されている ○朝食を毎日食べない子どもがいる ○家族旅行の機会が少なくなっている ○保護者の健康状態が良くない割合が比較的高い ○放課後児童クラブ利用料減免措置など周知が進んでいない取り組みがある ○学校を楽しんでいる割合が比較的低い ○食べる物にも不自由な人がいる ○アルコール、ギャンブル依存 ○育児能力不足や子育て意識の欠如。ネグレクト傾向にある。子どもとのコミュニケーション不足 ○保護者・子どもともに健康的な生活習慣が確立されていない（睡眠不足等） ○食生活が不健康（朝食の欠食、お菓子ごはんやコンビニ弁当が日常化、孤食等） ○医療を受ける機会を十分に与えていない



必要な支援例	<ul style="list-style-type: none"> ○食事について地域の民生委員等からのアドバイス ○子どもを育てる上での教育を受けてほしい家庭ほど受けない、受けられない状況があるので、学校行事とタイアップした社会教育の研修 ○生活改善の仕方について具体的に例を挙げて説明し、見守る取り組み ○卒業や成長により使わなくなった、子どもの「おさがり」の活用促進 ○妊娠中における子育て情報の提供の充実 ○保護者との相談しやすい関係づくり ○児童虐待に関する啓発
--------	--



保護者に対する就労の支援	
各種調査から見える課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代の女性の就業率は80%台前半 ○働いている保護者の半数以上が、収入が少ないことに悩んでいる ○保護者の就労が不安定 ○ひとり親家庭で収入が安定していない世帯がある ○心の病気を抱えている ○生活状態を改善していこうという保護者の意欲を喚起することが必要



必要な支援例	<ul style="list-style-type: none"> ○資格取得に関する市や県の支援に関する情報を提供する ○就労にかかる一時的な資金の貸付 ○就労のための経済的・学習的支援
--------	--

経済的支援	
各種調査から見える課題	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当受給世帯数が増加傾向 ○要保護・準要保護児童生徒数が増加傾向 ○生活や就学のための経済的補助や低い家賃の住居を望む意見が多い ○子どもの教育費で悩む保護者が特に多い ○給食費、学級費の滞納 ○国民健康保険など経済的余裕がないため滞納している ○金銭感覚が整っていない。計画性がない ○予期しない事態で経済的にも一気に破綻をされると思われる ○教材費、部活動費等、複数の子どもがいる家庭は負担が重い ○学用品が子どもの成長に合わせて更新されない（丈が短い等）



必要な支援例	<ul style="list-style-type: none"> ○家計の運営支援 ○準要保護認定基準の見直し ○空き家を活用した低賃料の住居の提供 ○教材費、部活動費に対する補助
--------	--



第3章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

核家族化による保護者の孤立、子育て知識の不足、人口減少や高齢化による支援の担い手の減少、共働き世帯の増加、経済状況など、子育て家庭を取り巻くさまざまな環境の変化は、子どもたちの将来に影響を及ぼしています。

子どもたちの将来が幸せなものとなるよう、生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないみやま市を目指して基本理念を設定します。

子どもたちのしあわせな将来をつくるまち みやま 

第2節 施策体系

基本理念 子どもたちのしあわせな将来をつくるまち みやま

施策 1 支援体制の構築と強化

相対的な貧困による問題は外見的なところからだけでは気づきにくく、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあり、適切な支援に結び付かないことも多くあります。そのため、子どもの幸せな将来をつくるための支援体制について、関係機関の連携等により構築・強化を図ります。

- みやま市健やかネットワークの機能強化
- 子育て世代包括支援センター事業の確立と連携
- 子育てコンシェルジュの配置
- 学校教育との連携強化
- 家庭児童相談室の充実
- コーディネーターの配置による支援体制の強化



施策2 教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないように、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないように、児童・生徒の学力向上の促進や様々な体験機会の提供を進めるとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないように、相談支援の充実を図ります。

そして、子どもを取り巻く諸課題が多様化・複雑化する中で、より地域実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

- 学力向上推進事業
- 適応指導教室（さくら）
- ヤングテレホンみやま
- 教育相談窓口
- 子どもの人権SOSミニレター事業
- コミュニティスクール事業の推進
- 学校支援の推進
- 学習支援の推進
- 体験活動の推進
- ブックスタート事業
- みやま市青少年育成市民会議
- キャリア教育推進事業

施策3 生活の支援

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣を確立できるよう、生活習慣の改善に資する情報や子育てについての情報を提供します。

また、生活が困窮している世帯に対して、生活の基盤となる住居の確保のための支援や家計管理の支援、食生活の乱れがある世帯に対しては食育等を推進します。

- 母子手帳交付事業及び妊婦健診助成金
- 赤ちゃん訪問事業
- 親子教室、家庭教育学級
- 乳幼児健診及びフッ素塗布事業
- 発達相談
- 心配ごと相談事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 家計相談支援事業
- みやま市市営住宅の提供
- 食育推進事業
- 制服等のリユース促進



施策 4 保護者に対する就労の支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

- ファミリーサポートセンター事業
- 保育所、認定こども園、事業所内保育所への優先的な入園
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）
- 病児・病後児保育事業
- 保育所・認定こども園での一時預かり事業
- 子育て短期支援事業
- 就労支援事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 就業支援機関との連携

施策 5 経済的支援

ひとり親家庭や障がいのある人、生活が困窮している世帯などの生活を支援するため、また、生活困窮状態の改善のため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

- 生活福祉資金貸付事業
- 児童手当支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 特別児童扶養手当支給事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業
- 子育て世帯家賃補助
- 第3子以降出産祝い金
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
- 保育料の負担軽減の充実
- 放課後児童クラブ利用料減免事業
- 若者定住促進奨学金返済助成事業
- 給付型奨学金事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 子ども医療費助成
- 重度障害者医療費助成
- 不妊治療費助成金
- 風疹予防接種助成金



第4章 具体的な取り組み

施策1 支援体制の構築と強化

●みやま市健やかネットワーク（要保護児童対策地域協議会⁶）の機能強化

<担当課：子ども子育て課>

- ◆要保護児童等の早期発見と、家庭環境や対象児童の現状を共有するとともに、必要な支援の方法を確認するため、要保護児童対策地域協議会の経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。

●子育て世代包括支援センター⁷事業の確立と連携

<担当課：子ども子育て課>

- ◆子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの子どもとその保護者の実情を把握し、切れ目のない支援をワンストップで行い、必要に応じて、関係課や関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

●子育てコンシェルジュ⁸の配置

<担当課：子ども子育て課>

- ◆子ども子育て課窓口に「子育てコンシェルジュ」を配置し、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や子育て支援サービス等の紹介、子育てに関する相談を受けて関係機関につなぐお手伝いをします。

●学校教育との連携強化

<担当課：学校教育課>

- ◆学校の相談体制の充実や教育と福祉をつなげるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進します。また、配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと子ども子育て課、児童相談所等関係機関との連携を強化します。

⁶ 要保護児童対策地域協議会：満18歳未満の、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織のこと

⁷ 子育て世代包括支援センター：原則全ての妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を対象とすることを基本とし、地域の実情に応じて18歳までの子どもを対象とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する一元的な拠点のこと

⁸ コンシェルジュ：総合接客係。相談者の様々な要望に対してそれぞれに合った提案をするような職域、サービスのこと



第4章 具体的な取り組み

●家庭児童相談室⁹の充実

<担当課：子ども子育て課>

- ◆市内の児童・生徒や子どもがいる家庭を対象に、家庭児童相談員を配置し、子どもや家庭に関わる養護、保健、障がい、育成などの相談に応じ、必要な支援を行います。
- ◆様々な研修に参加し、相談員のスキルアップに努めます。

●コーディネーターの配置による支援体制の強化

<担当課：子ども子育て課>

- ◆教育委員会をはじめとする関係機関との「つなぎ」を充実させるため、コーディネーターを配置し、支援体制の構築（強化）を図ります。

■みやま市における連携体制



⁹ 家庭児童相談室：児童（18歳未満）及び保護者、その他養育者などの関係者を対象に、家庭における児童の健全な養育・福祉に関する相談支援を提供する組織のこと。福祉事務所に設置される



施策2 教育の支援

● 学力向上推進事業

<担当課：学校教育課>

- ◆ 市独自で小・中学校の児童・生徒を対象に、特別支援教育支援員、学校司書、少人数指導支援員（小学校のみ）、35人学級促進特別教員（中学校のみ）を配置し、基礎・基本の定着及び学力の向上を図ります。

● 適応指導教室（さくら）

<担当課：学校教育課>

- ◆ 精神的・身体的理由で「学校に行きたくても行けない」児童・生徒を対象に、よりよい生活習慣を身につけ、集団への適応能力を伸ばし、基礎学力の定着を支援しながら、児童・生徒の学校復帰を目指します。

● ヤングテレホンみやま

<担当課：社会教育課>

- ◆ いじめ、身体の成長、親子関係、子育ての悩みなど、青少年やその保護者からの電話相談を受付けます。

● 教育相談窓口

<担当課：学校教育課>

- ◆ 電話や面談等で適切な就学や不登校問題等に関する相談支援を行うことで、児童生徒・保護者・教職員の問題解決に向けた支援を行います。

● 子どもの人権SOSミニレター事業

<担当課：人権同和対策室>

- ◆ いじめ・体罰・暴行・虐待など身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら子どもをめぐる様々な人権問題の解決に努めます。

● コミュニティスクール¹⁰事業の推進

<担当課：学校教育課>

- ◆ 学校と地域が連携・協力し、当事者意識を持って、子どもの育ちを支えていく学校づくりを進めます。今後すべての小中学校での事業の導入を目指します。

¹⁰ コミュニティスクール：（学校運営協議会制度）子どもの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進められるよう、学校と保護者や地域住民が学校運営に意見を反映させることで、協働するための仕組みのこと



第4章 具体的な取り組み

●学校支援の推進

<担当課：社会教育課>

- ◆学校からの支援要請に対して地域の人材を派遣して、子どもの見守りや支援をして子どもの健やかな育ちと地域の活性化を図ります。

●学習支援の推進

<担当課：社会教育課>

- ◆定年退職した教師や、地域の高齢者などのボランティアの協力を得ながら、放課後等の学習支援を行います。

●体験活動の推進

<担当課：社会教育課>

- ◆通学合宿推進事業や各種教室等を実施し、基本的な生活習慣の確立や児童の主体性・社会性の向上に努めます。

●ブックスタート事業

<担当課：社会教育課>

- ◆絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを深め、子どもの言語能力と情緒的発達を促進させ、豊かな心を育てる取り組みを行います。4か月健診の際に読み聞かせを行い、ブックスタートパック（絵本）をプレゼントします。

●みやま市青少年育成市民会議

<担当課：社会教育課>

- ◆「地域の子どもは、地域で守り育てる」をスローガンに、体験活動やボランティア活動を通して明るくたくましい青少年の育成を図ります。

●キャリア教育推進事業

<担当課：学校教育課>

- ◆中学生を対象に、仕事に対する理解を深め将来への夢や希望を持った生徒を育成するため、市内企業等への職場体験活動を行います。



施策3 生活の支援

●母子手帳交付事業及び妊婦健診助成金

<担当課：健康づくり課>

- ◆対象の妊婦へ母子手帳及び妊婦健診の補助券を交付します。
- ◆交付の際に保健師や栄養士による健康教育や試供品のおむつやマタニティマークシール等を配布し、相談や情報提供を行います。

●赤ちゃん訪問事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育て情報の提供、子育ての悩みや相談を受けます。
- ◆気になる家庭については、要保護支援担当や保健師へつなぎ、情報共有を行います。
- ★主任児童委員民生委員が乳児のいる家庭を訪問し、地域とのつなぎを支援します。

●親子教室、家庭教育学級

<担当課：社会教育課>

- ◆乳幼児や小学生の保護者を対象として、保護者の子育て力の向上につながる学習会の実施や講師招聘費への補助などを行います。

●乳幼児健診及びフッ素塗布事業

<担当課：健康づくり課>

- ◆一定の月齢、年齢の乳幼児に対し、集団健診を行い、診察や健康相談等を行います。
- ◆1歳6か月児健診以降3歳児健診までの期間において、無償でフッ素塗布を行い虫歯予防に取り組みます。

●発達相談

<担当課：健康づくり課>

- ◆言葉や発達の気になる就学前の子どもに対し、面談や電話で言語聴覚士、臨床心理士などの専門職による支援を行います。
- ◆発達検査や療育機関への精密検査が必要になった場合の紹介状の発行を無料で行います。

●心配ごと相談事業

<担当課：みやま市社会福祉協議会>

- ◆市民の日常生活上の悩み事や問題について相談窓口を設置し対応します。



第4章 具体的な取り組み

●生活困窮者自立支援事業

<担当課：福祉事務所・くらしの困りごと相談室>

- ◆経済的及び社会的に困難な状況にある世帯の人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業による支援を行います。

●家計相談支援事業

<担当課：福祉事務所・くらしの困りごと相談室>

- ◆お金の使い方に課題のある家庭及び借金返済で生活に困っている家庭に対し、家計相談支援員が関係機関と連携しながら助言をすることで、家庭の家計管理能力の向上を図ります。

●みやま市市営住宅の提供

<担当課：都市計画課>

- ◆ひとり親家庭を対象に、市営住宅の抽選時に倍率優遇措置を行います。

●食育推進事業

<担当課：健康づくり課>

- ◆ヘルスマイト養成教室（食生活改善教室）や食育教室（親子）、離乳食教室等、ライフステージごとの食育に関する課題解決に取り組みます。

●制服等のリユース促進

<担当課：学校教育課>

- ◆不要になった制服等の再利用を図るため、学校と連携し、リユース拡大に向けた取り組みを推進します。





施策4 保護者に対する就労の支援

●ファミリーサポートセンター事業

<担当課：みやま市社会福祉協議会>

- ◆市民同士のボランティアにより子どもの一時的な預かりを行い、保護者の就労や子育てを支援します。

●保育所、認定こども園、事業所内保育所への優先的な入園

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ひとり親家庭等の子どもを優先的に入園させることで、保護者の就労支援を行います。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

<担当課：子ども子育て課>

- ◆保護者が就労等のため、放課後等に児童を保育することができない留守家庭の小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

●病児・病後児保育事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆生後3か月から小学校6年生までの子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で保育ができない場合に一時預かりを行います。

●保育所・認定こども園での一時預かり事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆保護者が病気・冠婚葬祭等で子どもを保育できない場合や、育児疲れを解消したいときに、一時的に保育所・認定こども園で預かります。（保育所・認定こども園に在園していなくても利用可）

●子育て短期支援事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆保護者の病気または仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、市が委託する児童養護施設で一定期間養育します。



第4章 具体的な取り組み

● 就労支援事業

<担当課：福祉事務所>

- ◆ 就労支援員により、生活保護受給者等の求職者の就職活動状況の確認やハローワーク等への同行、面接等へのアドバイス、相談支援等を行います。
- ◆ 就労後には就労定着支援を行います。

● 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。

● 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

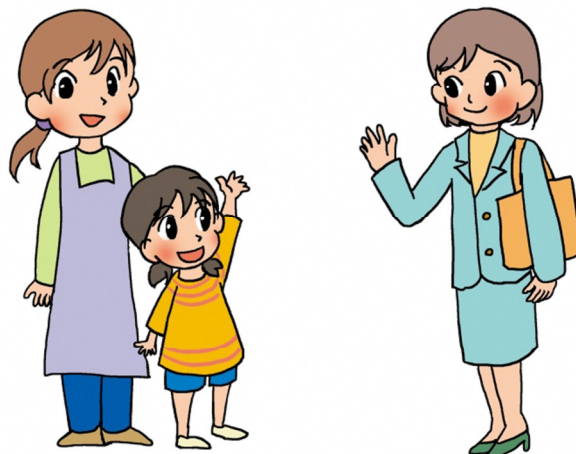
<担当課：子ども子育て課>

- ◆ ひとり親家庭の保護者を対象に、就職につながる能力開発のための教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講費の一部を支給します。

● 就業支援機関との連携

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ 児童扶養手当の現況届や各種手続きに際して、ハローワークの相談窓口を開設し、ひとり親サポートセンターが実施する各種研修会、講演会等の情報提供を行います。





施策5 経済的支援

●生活福祉資金貸付事業

<担当課：福岡県社会福祉協議会>

- ◆低所得者、高齢者、障がい者に対する資金の貸し付けにより、その経済的自立及び就学、就業など生活意欲の助長を図ります。

●児童手当支給事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆中学校卒業までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当を支給します。

●児童扶養手当支給事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆高校卒業までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に、ひとり親の生活の安定を図り、自立を促進するため、手当を支給します。

●特別児童扶養手当支給事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆心身に障がいのある20歳未満の児童等の保護者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。

●母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ひとり親家庭の父・母、寡婦を対象に、県が行っている生活安定と子どもの福祉増進のための貸付事業の相談窓口を開設し、事前相談から申請支援までを行います。

●子育て世帯家賃補助

<担当課：企画財政課>

- ◆みやま市内の民間賃貸住宅に新たに転入した未就学児を含む子育て世帯を対象に、家賃の一部を補助します。実質家賃負担額の半額（上限月2万円）まで、最長で12か月分を補助。



第4章 具体的な取り組み

● 第3子以降出産祝い金

<担当課：企画財政課>

- ◆ 第3子以降の子どもを出産し養育している家庭に、お祝い金を給付します。給付額は対象となる子ども1人につき10万円。

● 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

<担当課：学校教育課>

- ◆ 児童・生徒がいる要保護及び準要保護世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学費用の一部を援助します。

● 保育料の負担軽減の充実

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ 保育所・認定こども園等にかかる保育料について、保護者の負担を軽くするため、国の基準より引き下げを行います。

● 放課後児童クラブ利用料減免事業

<担当課：子ども子育て課>

- ◆ 放課後児童クラブ利用料について、生活保護世帯、市民税非課税世帯、就学援助の認定を受けている世帯の利用料を一部免除します。

● 若者定住促進奨学金返済助成事業

<担当課：企画財政課>

- ◆ 市内に居住し、地元就職や起業する学生を対象に、貸与を受けている奨学金の返済金の一部を助成します。

● 給付型奨学金事業

<担当課：学校教育課>

- ◆ 経済的な理由などで高校・高等専門学校への修学が困難な生徒に奨学金を給付し、進学環境の改善を図ります。

● ひとり親家庭等医療費助成

<担当課：健康づくり課>

- ◆ ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を助成します。



●子ども医療費助成

<担当課：健康づくり課>

◆中学3年生までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。

●重度障害者医療費助成

<担当課：健康づくり課>

◆障害程度要件などを満たす人を対象に、医療費の一部を助成します。

●不妊治療費助成金

<担当課：健康づくり課>

◆指定の医療機関において受けた特定不妊治療等の費用に対して一部助成を行います。

●風疹予防接種助成金

<担当課：健康づくり課>

◆先天性風疹症候群及び風疹のまん延の予防を図り、市民の健康増進に寄与することを目的として、妊娠している女性の配偶者等を対象に、風疹予防接種費用の一部を助成します。





第5章 子どもの貧困に関する指標

本計画の推進にあたっては、以下の指標により進捗管理を行います。

指 標	数値(%)		
	みやま市	福岡県	国
不登校の出現率(小学校)平成 28 年度	0.27	0.39	0.48
不登校の出現率(中学校)平成 28 年度	2.19	2.97	3.01
就学援助を受けている児童数の割合(平成 28 年度)	7.7	—	—
就学援助を受けている生徒数の割合(平成 28 年度)	8.3	—	—
※就学援助を受けている児童・生徒数の割合(平成 26 年度)	7.7	23.51	15.39
児童扶養手当受給者(母子)の就業率(平成 30 年 2 月)	91.8	—	—
※ひとり親家庭の就業率(平成 28 年 11 月) (母子)	—	88.4	81.8

※は、参考値として掲載しているものです。





第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

第1節 計画内容の周知

本計画を市民へ広く周知するため、広報紙やホームページ等の広報手段を活用します。子どもは地域のかげがえのない宝であり、子どもに対する支援は、地域全体の問題として、市民と行政が一体となった取り組みを展開していくことが重要です。

第2節 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、事業所、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他関係機関・団体等との連携・協働により、取り組んでいきます。

第3節 計画の評価・確認

計画の取り組み状況を評価・確認するため、本計画の進捗状況について、とりまとめを行い、その中で市内において子どもの貧困対策推進計画の改善・充実にに向けた検討を行っていきます。

また、本計画については、広報誌やホームページ等を活用し、広く市民に情報を公開することで、より良い取り組みに向けた改善・充実に努めていくものとします。

資料編

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年六月二十六日法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱



(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



2 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成25年）6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成26年）1月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計4回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになるとはいいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。



家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいままでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%（大学等 19.2%、専修学校等 13.7%）

(注) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 96.6% (高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%)

就職率 2.1%

・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6% (大学等 12.3%、専修学校等 10.3%)

就職率 69.8%

(注1) 平成24年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成25年5月1日現在の進路。

(注2) 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校(1学年～3学年)

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校(4学年～5学年)

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

○ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3%

(注) 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査)

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 93.9% (高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)

就職率 0.8%

・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)

就職率 33.0%

(注1) 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

(注2) 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計))

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合(平成24年度)

小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に1,534箇所配置

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○就学援助制度に関する周知状況

- ・ 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9% (平成 25 年度)

- ・ 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0% (平成 25 年度)

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子)

- ・ 無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%

- ・ 有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

(注1) 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

(注2) 平成 25 年度においては、在学採用では 100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

(出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ (平成 25 年度実績))

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・ 母子家庭の就業率：80.6%

(正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%)

- ・ 父子家庭の就業率：91.3%

(正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%)

(出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17 歳以下の子供全体に占める、貧困線 (等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分の額) に満たない 17 歳以下の子供の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯 (世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子供 (17 歳以下) がいる世帯) のうち、大人 (18 歳以上) が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)



家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。

特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)



高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。



(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。



(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。



また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

3 みやま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

みやま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、みやま市子どもの貧困対策推進計画を策定するため、みやま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) みやま市子どもの貧困対策推進計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、みやま市子どもの貧困対策推進計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる外部委員5人及び庁内委員9人で構成し、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、外部委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内委員会)

第7条 第2条で定める委員会の所掌事務に係る調査、調整協議等を行うため、みやま市子どもの貧困対策推進計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を置く。

- 2 庁内委員会は、別表に掲げる庁内委員をもって充てる。
- 3 庁内委員会に委員長を置き、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議の結果を会長に報告しなければならない。

(報償金)

第8条 委員会の外部委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども子育て課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

別表 (第3条・第7条関係)

区 分	関係機関
外部委員 (関係団体)	みやま市民生委員児童委員協議会代表
	市内小学校通学児童の保護者代表
	市内中学校通学生徒の保護者代表
	母子寡婦福祉会代表
	ボランティア連絡協議会代表
市内委員 (地方公共団体の機関等)	みやま市小学校校長会代表
	みやま市中学校校長会代表
	みやま市社会福祉協議会事務局代表
	保健福祉部長
	福祉事務所長
	学校教育課長
	社会教育課長
	人権・同和対策室長
子ども子育て課長	

4 みやま市子どもの貧困対策推進計画策定委員名簿

		氏 名	推薦団体	備考
1	外部委員	内山田 建夫	民生委員児童委員協議会 会長	会長
2		久富 将功	P T A 連合会 会長	
3		桐原 真一郎	P T A 連合会 副会長	
4		塚本 八重子	母子寡婦福祉会 副会長	副会長
5		北口 弘子	ボランティア連絡協議会	
6	庁内委員	大坪 淑子	小学校長会 二川小学校長	
7		大津 千代美	中学校長会 山川中学校長	
8		平木 啓喜	社会福祉協議会 事務局長	
9		加藤 康志	保健福祉部長	
10		坂口 浩二	福祉事務所長	
11		加藤 武美	学校教育課長	
12		古賀 富美子	社会教育課長	
13		森 英臣	人権・同和対策室長	
14		長岡 洋一	子ども子育て課長	

みやま市
子どもの貧困対策推進計画

編集・発行：みやま市 保健福祉部 子ども子育て課
〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
TEL：0944-64-1535
FAX：0944-64-1519